

資料一2

府中市地域防災計画の一部修正について

府中市防災会議地震部会

府中市中央防災センターの業務開始に伴う府中市地域防災計画の一部修正について

1 趣旨

平成22年8月から業務開始となる、府中市中央防災センター（以下「中央防災センター」という。）に環境安全部防災課が移転することに伴い、府中市地域防災計画の関連項目及び初動態勢等を一部修正するものです。

2 主な修正概要及び修正項目

(1) 市災害対策本部長室の設置を市庁舎から中央防災センターに変更した。

震災編 第2部 第1章・第4章 (別紙1ページ)

第3部 第1章 (別紙3ページ)

風水害編第2部 第4章 (別紙11ページ)

第3部 第1章 (別紙12ページ)

(2) 中央防災センター・府中消防署の一体的運用による、市・消防署・消防団の連携強化について追加した。

震災編第2部第3章 (別紙1ページ)

(3) 消防団本部を中央防災センターに設置した。

震災編 第2部第3章・第4章 (別紙1ページ)

風水害編第2部第4章 (別紙11ページ)

(4) 中央防災センター及び水防防災ステーション等の応急活動拠点の整備に関する章を追加した。

震災編 第2部第4章 (別紙1ページ)

風水害編第2部第4章 (別紙11ページ)

(5) 自主防災組織の強化として、公会堂・集会所等に活動用の救助資器材を配備したことを追加した。

震災編 第2部第5章 (別紙2ページ)

(6) 災害対策本部の予備施設として水防防災ステーションを追加した。

震災編 第3部第1章 (別紙3ページ)

風水害編第3部第1章 (別紙14ページ)

(7) 現地指揮本部として水防防災ステーションを追加した。

風水害編第2部第4章 (別紙11ページ)

(8) 風水害の初動態勢である応急対策室の態勢を、情報連絡態勢及び警戒

態勢に修正した。

風水害編 第3部第1章 (別紙12ページ)

(9) 震災時と水防の非常配備態勢の種別を共通4段階に修正した。

震災編 第3部第1章 (別紙3～4ページ)

風水害編第3部第1章 (別紙12ページ)

(10) 非常配備態勢に本部応援員を追加した。

震災編 第3部第1章 (別紙3ページ)

風水害編第3部第1章 (別紙13ページ)

(11) 震災時特別非常配備態勢は、災害対策本部体制が整い次第、非常配備態勢に移行することに修正した。

震災編 第3部第1章 (別紙4ページ)

(12) 震災時特別非常配備態勢に本部初動応援員を追加した。

震災編 第3部第1章 (別紙4ページ)

(13) 通信施設等の整備に伴い、新たに導入したシステムを追加した。

ア 防災行政無線の移動系に、デジタルMCA無線を追加した。

イ 消防団の招集システムを、緊急連絡システムからメール配信システムに変更した。

ウ 市本部員の携帯電話による緊急参集システムを追加した。

エ 全国瞬時警報システムの導入について

震災編 第3部第2章 (別紙8ページ)

(14) 東京都への被害状況の報告について、東京都災害情報システムにより行うことに変更した。

震災編 第3部第2章 (別紙8ページ)

風水害編第3部第2章 (別紙18ページ)

3 運用開始日

平成22年8月2日

府中市地域防災計画修正案 新旧対照表

別紙1

頁	現行	修正案	修正理由
震災編 第2部 第1章 第3節 第2項 P26	3 防災公園の整備 安全で安心できる都市づくりを図るため、震災時等に地域住民の一時集合場所となり、 <u>市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置できない場合の</u> 予備施設となる防災拠点として、また、消防救護活動の拠点等として機能する水関連施設、情報関連施設、備蓄倉庫を備えた矢崎町防災公園を整備した。	3 防災公園の整備 安全で安心できる都市づくりを図るため、震災時等に地域住民の一時集合場所となり、市災害対策本部長室を中央防災センター内に設置できない場合の予備施設となる防災拠点として、また、消防救護活動の拠点等として機能する水関連施設、情報関連施設、備蓄倉庫を矢崎町防災公園に整備している。	本部長室の設置場所を中央防災センターに修正
震災編 第2部 第3章 第3節 第1項 P48	第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に <u>消防職員259名（平成19年10月1日現在）</u> を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。 なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、 <u>第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、今後、中央防災センター（仮称）の整備により、市、府中消防署、消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。</u>	第1項 消防活動体制の整備強化 府中消防署では、1消防署、4消防出張所に <u>消防職員258名（平成22年4月1日現在）</u> を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。 なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、 <u>府中消防署庁舎及び中央防災センターの一体的な運用により、市、府中消防署、消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。</u>	府中消防署・中央防災センター合築庁舎の整備に伴う修正
第2項 P48	第2項 消防団体制の強化 消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、 <u>消防団活動の拠点である各分団の防災センターを整備充実</u> し、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。	第2項 消防団体制の強化 消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、 <u>中央防災センター内の消防団本部、市内各地の防災センターにおける消防団分団を消防団活動の拠点とし、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。</u>	中央防災センター整備に伴う修正
震災編 第2部 第4章 (新章)		第4章 応急活動拠点等の整備 第1節 活動庁舎等の整備 第1項 中央防災センターの整備 震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図る「災害対策の拠点施設」として、市災害対策本部の設置等の機能を有する中央防災センターを整備している。 1 中央防災センターの施設機能 (1) 地震に対する機能 ア 震度7に耐える免震構造 2 災害対策活動を実施するための対策 (1) 災害対策本部長室の設置 (2) 消防団本部室の設置 (3) 防災行政無線の設置 第2項 市庁舎の活用 市庁舎は、多数の職員が勤務しているため、災害時には重要な活動拠点になる。 1 本庁舎（東庁舎・西庁舎・北庁舎） 2 府中駅北第二庁舎 第3項 水防・防災ステーションの整備 災害時の支援物資等物流の拠点として、また、水害時の現地指揮本部の機能を有する施設として水防・防災ステーションを整備している。 第4項 防災拠点の整備 1 防災センター（消防団分団） 2 矢崎町防災公園会議室 3 その他施設 保健センター、給食センター	章の追加

<p>震災編 第2部 第4章 第3節 第2項 P62</p>	<p>第4章 防災行動力の向上 第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 自主防災組織の充実 (2) 自主防災組織の活動環境の整備 自主防災組織が、発災時に効果的な活動を行うためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の広場等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に設置している自主防災組織用の資器材倉庫に加えて、防災活動拠点となる各文化センター等にも、活動用の救助資器材等の配備を進める。</p>	<p>第5章 防災行動力の向上 第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署） 第2項 現況・事業計画 1 自主防災組織の充実 (2) 自主防災組織の活動環境の整備 自主防災組織が、発災時に効果的な活動を行うためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の広場等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に設置している自主防災組織用の資器材倉庫に加えて、平成21年度には防災活動拠点となる公会堂・集会所等にも、活動用の救助資器材等を配備している。</p>	<p>章番号の修正 整備に伴う修正</p>
<p>P65 P68 P70 P72</p>	<p>第5章 ボランティアとの連携 第6章 事業継続計画の策定 第7章 調査研究 第8章 災害応急対策用資器材の整備</p>	<p>第6章 ボランティアとの連携 第7章 事業継続計画の策定 第8章 調査研究 第9章 災害応急対策用資器材の整備</p>	<p>章番号の修正</p>

別表 1

水防応急対策室・非常配備態勢時の職員態勢及び活動内容				
態 勢	発 令 基 準	職員態勢		活動内容
情報連絡態勢 (第一非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨・洪水・強風注意報が発表されたとき ・多摩北部地方に大雨・洪水警報が発表され、府中市に大雨・洪水注意報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部防災課長が必要と認めるとき 	平日（勤務時間内）	休日夜間（勤務時間外）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都との連絡調整 ・関係部課との連絡調整 ・消防署との連絡調整 ・気象に関する情報収集
		・防災課員による情報連絡態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・防災課当番職員の出勤 ・可能な限り自宅待機 ・出勤の準備 	
警戒態勢 (第二非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路が関東地方に接近し、東京地方に暴風警報が発表されたとき ・府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき ・水防警報が発表されたとき ・その他状況により、環境安全部長が必要と認めるとき 	・防災課員、関係各課による警戒態勢	<u>非常召集</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災課の管理職を含む指定職員 ・環境安全部長が必要と認める部課の指定職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>消防団対応</u> ・水防に関する情報の収集 ・監視警戒の準備 ・風水害に対する応急対応 ・関係各課への応援要請 ・風水害に関する情報の提供 ・その他水防第一非常配備態勢に準じた活動

水防応急対策室・非常配備態勢時の職員態勢及び活動内容

態 勢	発 令 基 準	職員態勢		活動内容
<p>第三非常配備態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方に台風が上陸したとき ・市内の複数個所において※<u>小規模な災害</u>が発生されると予想される場合若しくは発生したとき ・はん濫危険水位（石原 5.30m）を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき ・北多摩 1 号水再生センターの水門閉鎖に係る連絡があったとき ・その他の状況により市本部長が必要と認めるとき 	<p>平日（勤務時間内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部による監視警戒態勢（災害対策本部員、連絡員、本部応援員、防災課全職員） ・市本部長が必要と認める部課の全職員による、被害通報に対する応急態勢 	<p>休日夜間（勤務時間外）</p> <p><u>非常召集</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災課の全職員 ・災害対策本部員及び連絡員 ・本部応援員 ・市本部長が必要と認める部課の全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡調整 ・監視警戒、多摩川水位監視 ・避難勧告・指示の判断予測及び発令準備 ・その他水防第二非常配備態勢に準じた活動
<p>第四非常配備態勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が拡大し、第三非常配備態勢では対処できない場合 ・洪水被害の発生危険 ・人命危険の切迫 ・計画高水位（石原 5.94m）を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき ・その他状況により市本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の態勢に準じた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・都及び関係機関への連絡調整 ・避難勧告・指示の発令及び伝達 ・避難所の開設準備 ・避難住民の受入準備 ・住民の避難誘導 ・その他水防第三非常配備態勢に準じた活動

※ 小規模な災害とは、道路冠水、地下・半地下浸水、下水の逆流、強風による倒木などをいう。